

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月8日
【会社名】	株式会社メディアフラッグ
【英訳名】	Mediaflag Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福井 康夫
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-5464-8321
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 中園 利宏
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-5464-8321
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 中園 利宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成26年5月8日開催の取締役会決議に基づき、当社を完全親会社、株式会社シアーズ（以下「シアーズ」という）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日付けで株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社シアーズ
本店の所在地	東京都港区赤坂三丁目11番3号
代表者の役職・氏名	代表取締役 加藤 健実
資本金の額	359百万円（平成25年6月30日現在）
純資産の額	381百万円（平成25年6月30日現在）
総資産の額	1132百万円（平成25年6月30日現在）
事業の内容	広告、デジタルセールスプロモーション、マーケティング&プロデュース

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益 (単体)

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	1,333	1,186	1,131
営業利益（百万円）	153	64	△54
経常利益（百万円）	152	56	△57
当期純利益（百万円）	95	14	△58

（注）連結、単体ともに平成26年3月期の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益については、金融商品取引法の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成26年4月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
加藤 健実	52.17
株式会社レッグス	8.68
岡田 和生	4.37
星 久	2.94
株式会社シー・アンド・アール	2.91

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	シアーズは当社の発行済株式総数の0.70%を保有しています。
人的関係	該当事項はございません。
取引関係	当社はシアーズからのフィールド業務を受託しております。

(2) 本株式交換の目的

当社は「ITと人をキーワードに流通業界に新しい価値を創造する」という事業コンセプトのもと、店舗・店頭に特化したマーケティング（フィールドマーケティング）の支援を行っております。当社では、流通業出身者が社員の半数以上を占める「流通ノウハウ」、現場の姿・情報をリアルタイムに確認・分析・共有できる

自社開発ソフト「Market Watcher®」及び全国18万人を超える人材インフラ「メディアクルー」、これら3つの特長を活かして「超短期・超広域・高品質」なフィールドマーケティング事業を推進してまいりました。

当社の2013年12月期のフィールドマーケティング事業における稼働件数（当該事業に調査・ラウンド等を実施した件数）は25万件に到達しており、2017年12月期には100万件を達成すべく積極的に事業展開しております。

一方シアーズは、1986年にマーケティング・セールスプロモーション会社として創業し、1997年には世界初小型デジタルサイネージである電子POP「impacTV®（インパクトティービー）」をリリースしております。現在国内4,000社以上のお客様にご利用いただき、直近の稼働件数は、年間8万件超。小型デジタルサイネージ部門において販売シェア約50%超、レンタル国内シェアでは90%超の同市場シェアNo.1企業であります。

当社とシアーズは、当社のフィールドマーケティング事業開始当初からシアーズの「impacTV®」を店頭に設置管理するラウンド業務を受託しており、既存取引がございました。今後は、本株式交換によりグループ企業として連携を強化し、当社の持つインフラ並びにシアーズ社の持つマーケティング・セールスプロモーションに関するノウハウを活用することで、以下の3つのシナジー効果を発揮していきたいと考えております。

- ・サービス連動 impacTV®導入決定⇒impacTV®設置ラウンド
推奨販売、棚替えラウンド⇒impacTV®導入決定
- ・営業連動 両社で両サービスを販売
- ・業務、システム連動 業務の一部を子会社株式会社メディアフラッグ沖縄へ移管、
MarketWatcher®のバージョンアップ

以上の効果により、フィールドマーケティング事業における稼働件数100万件達成の早期化、そしてアナログスキーム（調査、ラウンド、推奨販売等）とデジタルスキーム（impacTV®の販売、レンタル）両面の商品ラインナップ化により受注増が見込めると判断し、本件譲渡及び本株式交換によるシアーズの完全子会社化を実施する事となりました。

当社グループは、本件譲渡及び本株式交換によるグループの拡大を通じ、さらなる収益力の強化及び企業価値向上を目指してまいります。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他本株式交換契約の内容

① 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、シアーズを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、シアーズについては平成26年6月18日開催予定の定時株主総会において承認を受けたうえで、平成26年7月1日を効力発生日とする予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社メディアフラッグ (株式交換完全親会社)	株式会社シアーズ (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	6.53

(注) 1. 株式の割当比率

シアーズの普通株式1株に対して、当社の普通株式6.52株を割当て交付します。なお、当社は、平成26年5月8日付で、シアーズの株主である、加藤健実氏と株式譲渡契約を締結しており、平成26年6月27日付でシアーズ株式47,106株を取得する予定です。当該株式47,106株については、本株式交換による割当は行いません。

なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

2. 本株式交換により発行する当社の新株式数

普通株式：588,566株（予定）（本株式交換にあたり、当社の自己株式の交付は行わない予定です。）

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対しご所有の単元未満株式の買取を請求することができます。

4. 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるシアーズの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。

③ 本株式交換契約の内容

平成26年5月8日に当社がシアーズとの間で、締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約

株式会社メディアフラッグ（以下「甲」という。）及び株式会社シアーズ（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲

- ① 商号：株式会社メディアフラッグ
- ② 住所：東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号

(1) 乙

- ① 商号：株式会社シアーズ
- ② 住所：東京都港区赤坂三丁目11番3号

第3条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、平成26年7月1日とする。但し、本株式交換の手続きの進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

第4条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

- 1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記録された株主（甲を除く。以下「基準時株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に6.53を乗じて得られる数（但し、1株に満たない端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）の甲の普通株式を交付する。
- 2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式6.53株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
- 3. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条及びその他の関係法令の規定に従い、処理するものとする。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条第2項の定めに従い甲が決定する額
- (3) 利益準備金 0円

第6条（承認の手続）

- 1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。但し、会社法第796条第4項の規定に従い甲の株主総会の承認を要することとなった場合に

は、甲は、効力発生日前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

2. 乙は、平成26年6月18日に開催が予定されている乙の臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（新株予約権の取扱い）

乙は、第6条第2項に定める乙の臨時株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認決議を受けた場合、効力発生日の前日までに、乙の発行済みの新株予約権の全てを無償取得し、消却する。

第9条（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

1. 本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議の上、本株式交換条件を変更し、又は本契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 平成26年5月8日に甲及び乙の株主間で別途締結される株式譲渡契約に基づく株式譲渡が実施されなかった場合、甲乙協議の上、株式交換条件を変更し、又は本契約の全部又は一部を解除することができる。

第10条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に起因し、又はこれに関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とするものとする。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定又は本株式交換の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られない場合は、その効力を失う。この場合、甲及び乙は、相手方に対し、一切の損害賠償等補償責任を負うものではない。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月8日

甲： 東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
東建インターナショナルビル10階
株式会社メディアフラッグ
代表取締役社長 福井 康夫

乙： 東京都港区赤坂三丁目11番3号
赤坂中川ビルディング2階
株式会社シアーズ
代表取締役 加藤 健実

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定の根拠等

① 算定の基礎及び経緯

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場していることから、第三者算定機関の意見を聴取せずに、市場価格を参考に算定いたしました。具体的には、当事者間での協議のうえ、株価変動の影響を勘案して平成26年4月30日を評価基準日とし、平成26年2月1日から評価基準日までの3ヶ月間の株価の終値の単純平均値を採用することにいたしました。

これに対して、シアーズについては、将来の事業活動の状況を評価に適正に反映するためにDCF法による算定を朝日税理士法人に依頼しました。DCF法においては、シアーズが作成した平成26年6月期～平成29年6月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価して算定しております。なお、算定の前提とした財務予測は、大幅な増減益を見込んでおりません。

当該株式価値は、第三者算定機関である朝日税理士法人から取得した算定書に記載された算定結果のレンジ内で、当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下の通りであります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	シアーズ	
市場株価法	DCF法	6.01 ～ 7.38

なお、朝日税理士法人は、シアーズの株式価値の算定に際して、シアーズから提供を受けた資料及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、シアーズの資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む。）について独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

② 算定機関との関係

算定機関である朝日監査法人は、当社及びシアーズの関連当事者に該当し致しません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社メディアフラッグ
本店の所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 福井 康夫
資本金の額	284百万円（平成26年4月30日現在）
純資産の額（連結）	現時点では確定しておりません。
純資産の額（単体）	現時点では確定しておりません。
総資産の額（連結）	現時点では確定しておりません。
総資産の額（単体）	現時点では確定しておりません。
事業の内容	フィールドマーケティングに特化したマーケティング支援

以 上